

令和 7 年 4 月 1 日から **出生後休業支援給付金** が創設されました

両親ともに（配偶者が就労していない場合などは本人が）、14 日以上の育児休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて出生後休業支援給付金を最大 28 日間支給します。

支給額＝休業開始時賃金日額×休業期間の日数（28 日が上限）×13%

※出生時育児休業給付金（67%）または育児休業給付金（67%）と併せて給付率 80%（手取り 10 割相当の給付となります。）

【問合せ先】 富山労働局職業安定課（TEL076-432-2782）、各ハローワーク

令和 7 年 4 月 1 日から **育児時短就業給付金** が創設されました

2 歳未満の子を養育するために時短勤務した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに、原則として育児時短就業中に支払われた賃金額の 10%相当額を支給します。

支給額＝支給対象月に支払われた賃金額×10%

※支給対象月に支払われた賃金額が、育児時短就業開始時賃金月額の 90%超～100%未満の場合は支給率が調整され、100%以上の場合は支給されません。

【問合せ先】 富山労働局職業安定課（TEL076-432-2782）、各ハローワーク